

丹波市人権・同和教育協議会

第61号

人権ネットワーク  
たんば発行 丹波市人権・同和教育協議会  
事務局 〒669-3309  
丹波市柏原町柏原443  
TEL・FAX 0795-72-2770  
e-mail jinken@tambashi-doukyou.jp2025年度 丹波市人権・同和教育協議会 総会を開催しました  
新役員（会長に西垣義之さん 副会長に伏田雅子さん・荻野由香里さん）が承認されました。

西垣義之会長 あいさつ

総会では2024年度の活動結果報告、決算報告。2025年度の活動方針及び予算についてご協議いただき、提案どおりご承認いただきました。理事・代議員のみなさまお世話になりました。ありがとうございます。

さて、昨年12月には、部落差別を助長する出版物の差し止めとインターネット上からの記事等削除を命ずる裁判の確定判決がありました。そしてこの裁判ではもう一つの争点であった「差別されない権利」について、あらためて認める判断がくだされました。つまり、『日本国憲法では、「第十三条 すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有する」、「第十四条第一項 すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」を定めており、その趣旨に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有し、このことは法的に保護された利益であるというべき。』ということを経理上で初めて判断されたのです。このことは部落差別だけでなく他の人権問題についても大きな成果であったのではと私は思っています。

しかしながら、このような状況にあつてもネット上では部落差別を助長する情報が、多く掲載されているのも事実です。昨今の人権問題は複雑化、多様化しています。特にネット社会における悪意のある書き込み、無責任なフェイク情報の拡散は、誤った認識を多くの人に植え付けてしまい、看過することはできません。生活上の不満や怒りをネット上での罵詈雑言で晴らしているとするれば、問題の本質はなんら解決されないままです。人権についての正しい理解や人権尊重を実践する態度が、いまだに私たちに十分定着していないことの表れでもあります。

5月15日の衆議院政治改革特別委員会での警察庁の答弁の中では、昨年までの3年間でSNS等での誹謗中傷等のトラブルによる自殺者は101人との報告がされています。表現の自由は、基本的人権の尊重が担保されること、相手の尊厳がそこなわれないことが大事だと私は思います。

昨年、私は市同教をはじめ、丹波地区同教、兵庫県人教、全人教など、多くの研修の場を与えていただきました。その中で、お二人の講演について、印象に残ったことについて紹介させていただきます。まず、市同教社会教育部会の研修で、「反差

別・人権研究所みえ」事務局長の松村元樹さんの講演から、主に人権という人の持つ権利について講演をいただきました。そのなかで、「差別はたいてい悪意なき差別的意図なき人達が日常の場で起こす社会問題であること。」「差別などを見ないし、聞かないから差別はないと個人的実感だけで判断するものではない。差別解消の責任をマイノリティに課してはならず、マジョリティが解決すべき問題である。」と話されました。

次に、昨年11月に神戸で開催されました部落解放研究第57回全国集会の記念講演で、NHKのEテレ「バリバラ」で、障がいのある当事者の一人として出演されていた玉木幸則さんのお話です。『「障がい」は、僕たち（障がいのある当事者）が地域の中で阻害されたり、生きづらさを感じたりしている「環境」から生まれるのです。その環境をつくってきた、いわゆる「障がいのない人」たちの意識、その心の中にこそ本当の「障がい」があるのではないかと。』というお話でした。また、『皆さんにも生きづらさがいっぱいあるはず、本人が言わないとわからないし、相手は聞かないとわからない。一人一人に対応することが大事。「障がい」がある方に対する見方や考え方のほうに、「障がい」があるのではないかと。』と、話されたのです。あらためて私自身も考えさせられました。つまり、差別の問題は、マイノリティ（当事者）にあるのではなく、問題解決の責任はマジョリティ（当事者以外）側にあるということです。

最後に、市同教は「人権文化」の根付く共生社会の実現に向け、様々な取り組みを進めています。人権文化とは、それは人権尊重の理念が家庭・地域・職場・学校などにおいて、生活文化として定着していることです。日常生活の中でお互いの人権を尊重することを自然に感じたり、考えたり、行動したりすることが定着したありようそのものをいいます。市民のみなさんが「丹波市に住んでよかった。」と思えるためには、人権・同和教育の推進を図る取り組みを継続することが必要なんだと感じるところです。

市同教では、参画するそれぞれの団体等の人権リーダーとして役割を果たしてもらえよう、昨年度と同様に、理事、各部会等の研修を通じて、「知的理解」を深め、「人権感覚」を培い、「人権意識」を育て、それぞれの属する学校・家庭・地域・職場等に生かして、人権文化の創造を図り、人権課題の解決に努めます。

## 人権啓発ビデオ紹介 「あなたのいる庭」

## 社会におけるこどもの人権

～こどもが安心して暮らせる社会の実現をめざして～

5月に実施した理事会や各部会（就学前、小学校、中・高、行政）で皆さんに視聴していただき、学びを深めました。地域や職場でもご活用ください。

社会には、虐待や貧困、死別など様々な理由で保護者と暮らせず、児童養護施設など社会的養護のもとで暮らしているこどもたち、そして社会的養護下から自立したが、家族からのサポートを得られずに生きる人（ケアリーバー）がいます。

社会的養護の現状や実態を知る人は少なく、世間からの無理解と偏見にさらされ、居場所を見い出せず、進学や就職など生きる上で様々な困難に直面している現状があります。次代の社会を担うこどもたちが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていかなければなりません。

「こどもと人権」について改めて考え、誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざすことを目的として、人権啓発ドラマを制作しました。（人権啓発ビデオ活用ガイドより）



兵庫県人権啓発協会企画のビデオパッケージより